長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する要綱

長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する要綱（平成８年４月１日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品の供給等及び役務の提供（以下「発注工事等」という。）に係る競争入札等における参加資格の停止（以下「指名停止」という。）について、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　有資格業者　長岡京市契約規則（昭和５５年長岡京市規則第２号）第５条第１項に規定する競争入札等有資格業者名簿に登録された者並びに同規則第２７条第１項及び第２項に規定する競争入札等有資格業者名簿に登録されている者をいう。

⑵　有資格業者等　有資格業者である個人、有資格業者である法人の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役若しくはこれに準ずる者、支配人若しくは本店若しくは支店の事業の主任者（いかなる名称によるかを問わず、有資格業者に対し、これらと同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）又はその使用人をいう。

⑶　指名停止　次条及び第４条に定める指名停止事項に該当する有資格業者について、一定期間、指名競争入札等の参加者に指名せず、及び一般競争入札その他公募型競争入札への参加資格を与えない措置をいう。

⑷　不当要求行為等　長岡京市における法令遵守の推進に関する条例（平成１６年長岡京市条例第１号）第２条第５号に規定する違法行為の要求その他職員の公正な職務の遂行を妨げる行為又は暴力行為その他社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為をいう。

（有資格業者の指名停止）

第３条　市長は、有資格業者が別表第１又は別表第２（以下「停止基準表」という。）に掲げる指名停止事項に該当すると認めるときは、当該有資格業者について停止基準表に定める期間指名停止を行う。

（下請負人等の指名停止）

第４条　市長は、前条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当

該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

２　市長は、前条の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

３　市長は、指名停止中の有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止事項の適用）

第５条　有資格業者が、一の事案により、停止基準表に掲げる指名停止事項の二以上に該当するときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

（指名停止期間の特例）

第６条　有資格業者が、次の各号のいずれかに該当する場合における指名停止の期間は、停止基準表に定める期間の２倍とする。ただし、その指名停止の期間は３６か月を超えないものとする。

⑴　指名停止期間中又は当該期間の満了後１年を経過するまでの間に、指名停止事項のいずれかに該当することとなったとき。

⑵　別表第２の第１号の指名停止の期間の満了後、１年を超えて３年を経過するまでの間に、同表第１号の指名停止事項に該当することとなったとき。

２　市長は、指名停止事項に該当する有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、停止基準表及び前項の規定による指名停止の期間を、２分の１まで短縮することができる。

３　市長は、指名停止事項に該当する有資格業者について、極めて悪質な事由があると認めるとき、又は極めて重大な結果を生じさせたと認めるときは、停止基準及び前２項の規定による指名停止の期間を、２倍まで延長することができる。ただし、その指名停止の期間は３６か月を超えないものとする。

（指名停止期間の変更）

第７条　市長は、指名停止期間中の有資格業者について、当該指名停止事項に関し情状酌量すべき特別の事由が明らかになったときは、前条第２項の規定を準用して指名停止の期間を短縮することができる。

２　市長は、指名停止期間中又は当該期間の満了後３年を経過するまでの間の有資格業者について、当該指名停止事項に関し極めて悪質な事由が明らかになったとき、又は同一事案が別の指名停止事項にも該当することが明らかになったときは、前条第３項の規定を準用して指名停止の期間を延長し、又は当初の指名停止期間を控除した期間について、さらに指名停止を行うことができる。 ただし、その指名停止の期間は当

初の指名停止から３６か月を超えないものとする。

３　市長は、指名停止期間中の有資格業者が、当該指名停止事項に関し責めを負わないことが明らかになったときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

（指名停止の承継）

第８条　指名停止中の有資格業者から入札参加資格を承継した者は、指名停止措置も承継するものとする。

（指名停止中の業者への措置）

第９条　市長は、一般競争入札その他公募型競争入札及びせり売りの競争参加資格を定める場合には、指名停止中の有資格業者を排除する条件を設けるものとし、すでに競争参加資格を確認しているときは、その資格を取り消すものとする。

２　市長は、指名競争入札等の場合には、指名停止中の有資格業者を指名しないものとし、すでに指名しているときは、指名を取り消すものとする。

３　市長は、次項に掲げる場合を除き指名停止中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

４　市長は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第２号又は第８号に規定する場合にあっては、指名停止中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができる。

５　市長は、指名停止中の有資格者が、発注工事等の下請負人となることを承認してはならない。

（指名停止の通知等）

第１０条　市長は、第３条から第６条までの規定により指名停止を行い、又は第７条の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは解除した場合は、当該有資格業者に通知するものとする。

２　指名停止の理由が発注工事等に関するものであるときは、必要に応じて、当該有資格業者から改善措置の報告を求めることができる。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第１１条　市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（指名停止措置）

第１２条　市長は、指名停止の措置をとる場合には、長岡京市建設工事等請負業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審議を経なければならない。

２ 前項の規定にかかわらず、急を要し、選定委員会を開く暇が無いと認めるとき、又は発注工事等に影響を及ぼさない事案と考えられるときは、選定委員会の審議を省略し、選定委員会委員長の決裁をもって審議に代えるものとする。この場合においては、次回の選定委員会においてその旨報告するものとする。

（指名停止等の公表）

第１３条　市長は、指名停止を行ったとき、指名停止の期間を変更したとき又は指名停止を解除したときは、別に定めるところにより、有資格業者の商号又は名称並びに指名停止事項及び指名停止の期間又は指名停止を解除した旨を公表するものとする。

（補則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行前になされた行為による指名停止措置については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成２９年７月２０日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第1

事故等に基づく指名停止基準

措　置　要　件	期　間
（虚偽記載） 1　発注工事等に係る一般競争入札その他公募型入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）において、競争参加資格確認申請書、競争入札参加表明書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から３か月
（過失による粗雑等） 2　発注工事等で、業者の過失により粗雑な成果品となったと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から３か月
3　本市発注工事等以外の発注工事等「（以下「一般工事等」という。）を過失により粗雑に施工した場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から１か月
（契約違反） 4　第２号に掲げる場合のほか、発注工事等で、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から１か月
（履行遅滞等） 5　発注工事等にあたり、次の各号に掲げる場合に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
ア　２か月以上の履行遅滞があったとき。	３か月
イ　１か月以上２か月未満の履行遅滞があったとき。	２か月
ウ　公害及び危険防止対策について、再三指摘しても改善しないとき。	３か月
エ　工程管理、資材管理又は労働管理について、再三指摘しても改善しないとき。	１か月
オ　正当な理由なく監督員又は検査員の指示に従わないとき。	１か月
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 6　発注工事等にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、次の各号に該当したと認められるとき。	当該認定をした日から
ア　公衆に死亡者又は火災、水害、その他重大な事故を生じさせたとき。	６か月
イ　公衆に負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	３か月

措　置　要　件	期　間
7　一般工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、次の各号に該当したとき。	当該認定をした日から
ア　公衆に死亡者又は火災、水害、その他重大な事故を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	３か月
イ　公衆に負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	１か月
（安全管理措置の不適切により生じた関係者事故）	
8　発注工事等にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、次の各号に該当したと認められるとき。	当該認定をした日から
ア　工事関係者に死亡者を生じさせたとき。	４か月
イ　工事関係者に負傷者を生じさせたとき。	２か月
9　一般工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、次の各号に該当したとき。	当該認定をした日から
ア　工事関係者に死亡者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	３か月
イ　工事関係者に負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	１か月

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく指名停止基準

措　置　要　件	期　間
（贈賄）	
1　有資格業者等が贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	逮捕、書類送検又は起訴を知り、認定した日から
ア　本市の職員に対する贈賄	３６か月
イ　京都府内の他の公共機関の職員に対する贈賄	１８か月
ウ　京都府外の公共機関の職員に対する贈賄	１２か月
（独占禁止法違反行為）	
2　業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第３条又は第８条第１号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
ア　公正取引委員会の告発又は違反の認定があったとき。	
⑴　発注工事等がその対象とされたとき。	２４か月

措　置　要　件	期　間
⑵　京都府内（本市を含む。）の機関の発注工事等に関わるとき。	１８か月
⑶　京都府外の機関の発注工事等に関わるとき。	１２か月
イ　公正取引委員会による排除措置命令、審決、課徴金納付命令又は違反の認定があったとき。	
⑴　発注工事等がその対象とされたとき。	１８か月
⑵　京都府内（本市を含む。）の機関の発注工事等に関わるとき。	１２か月
⑶　京都府外の機関の発注工事等に関わるとき。	９か月
（競売入札妨害又は談合）	
３　有資格業者等が競売入札妨害、談合又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第８９条に規定する罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	逮捕、書類送検又は起訴を知り、認定した日から
ア　発注工事等がその対象とされたとき。	３６か月
イ　京都府内（本市を含む。）の機関の発注工事等に関わるとき。	１８か月
ウ　京都府外の機関の発注工事等に関わるとき。	１２か月
（建設業法違反行為）	
４　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から ３か月
５　次のア、イ又はウに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
ア　本市の職員	９か月
イ　京都府内の他の公共機関の職員	６か月
ウ　京都府外の公共機関の職員	３か月
（不正又は不誠実な行為）	
６　別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
ア　有資格業者等が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	９か月
イ　有資格業者等が、本市の職員に対し不当要求行為等を行った場合	１か月
ウ　発注工事等に係る競争入札に際し、正当な理由なく入札等に参加しなかった場合	１か月
エ　発注工事等に係る競争入札で落札した場合又は随意契約にお	３か月

措　置　要　件	期　間
いて見積書を採用した場合において、正当な理由なく契約を締結しなかった場合	
オ　発注工事等に係る競争入札又は随意契約において、非公表とされている情報を入手しようとした場合	１８か月
カ　有資格業者等が、本市の職員に対し、金銭の貸付けを行った場合	３か月
キ　有資格業者等が、本市の職員に対し、対価を求めず役務の提供、不動産、物品等の貸付けを行った場合	３か月
ク　有資格業者等が、本市の職員に対し、供応接待又は中元、歳暮等贈答を行った場合	３か月
ケ　有資格業者等に対し、本市の職員から事業者との接触に当たって禁止されている事項に抵触する働きかけがあったにもかかわらず、市に通報しなかった場合	３か月
コ　公訴時効が成立した贈賄罪につき、有資格業者等が、贈賄の事実を認めたとき（収賄側の公判若しくは判決又は捜査の過程からその事実が判明した場合を含む。）	３か月
サ　発注工事等に関して、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合	３か月 ただし、事案の情状により３６か月以内の期間を定めることが出来る。
7　別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。）が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から９か月

長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する要綱の運用基準について

発注工事等に係る指名停止等の措置の運用に関し、下記のとおり運用基準を定める。

記

1　指名停止の期間の始期（第３条）

有資格業者（指名停止の期間中のものを含む。）が別表各号の措置要件に該当することとなった場合における当該指名停止の期間の始期は、予算執行上重大な支障を及ぼすと認められる場合を除き、その措置を決定したときとする。

また、指名停止の期間中の有資格業者について再度指名停止を行う場合の期間の始期は、再度指名停止措置を決定したときとし、通知についても別途行うものとする。

2　共同企業体に関する指名停止の運用（第４条）

第４条第３項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当するために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、第６条第１項に基づく措置（以下「加重措置」という。）の対象としない。

3　加重措置の運用について（第６条第１項）

ア　有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、加重措置の対象としない。

イ　下請負人又は共同企業体の構成員について加重措置を講じるときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。

4　指名停止に至らない事由に関する措置の運用（第１１条）

失念による入札への不参加、見積書不提出又は現場説明会へ連絡がないまま欠席した場合においては、文書警告を行うこととする。

5　別表第１関係

一　一般工事等における過失による粗雑工事の瑕疵の重大性の判断（第３号）

一般工事等における過失による粗雑工事について、瑕疵が重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。

二　事故に基づく措置基準（第６号から第９号まで）

公衆損害事故又は工事関係者事故が次のア又はイに該当する事由により生じた場合は、原則として、指名停止を行わない。

ア　作業員個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる事故（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）

イ　第三者の行為により生じたものであると認められる事故（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で侵入したことにより生じ

た事故等）

三　本市発注工事等における安全管理措置の不適切の判断（第６号及び第８号）

本市発注工事等における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として、アの場合とする。ただし、イによることが適当である場合には、これによることができるものとする。

ア　発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合

イ　当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

四　一般工事等における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として、当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

６　別表第２関係

一　第２号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の２分の１の期間とする。

二　「業務」について（第２号及び第６号）

「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格者の業務全般をいうものとする。

三　建設業法違反行為（第４号及び第５号）について、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。

ア　有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ　建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合

四　「代表権を有すると認めるべき肩書」について（第８号）

「代表権を有すると認めるべき肩書」とは、専務取締役以上の肩書をいうものとする。

五　正当な理由がないとする事由に関する措置の運用（６－ウ）

前回の文書警告の日から１年を経過するまでの間に入札への不参加、見積書不提出又は現場説明会へ連絡がないままの欠席が再度あった場合は、指名停止措置を行うこととする。

附　則

この運用基準は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

１．この運用基準は、平成２９年４月１日から施行する。

２．この運用基準の施行前にされた指名停止措置については、なお従前の例による。

附　則

１．この運用基準は、令和７年４月１日から施行する。

２．この運用基準の施行前にされた指名停止措置については、なお従前の例による。